

研修の種類	趣旨・目的	実施形式
I. 合同研修 1. 判例・先例研究	事実上の法源である判例及び登記申請手続における行為規範である先例等を研究し、その成果について発表・報告をすることにより、司法書士全体における法的素養および法的思考能力のさらなる向上を目指す。	・研究発表・研究報告 (外部講師・会員による) ・叢書の発行
2. 専門研修	司法書士業務にかかわる法律全般の研修の企画を範疇に置き、その都度、本会の会員に必要な研修を行い、市民のための法律家としての会員の能力及び意識の向上を目的とする。	・セミナー ・講義 ・質疑応答 (外部講師・会員講師による)
II. グループ・個別研修 1. 支部セミナー・支部ブロックセミナー	支部セミナー及び支部ブロックセミナーは、本会主催の研修会を補完し、かつ、会員の研修に対する自主性を涵養することを目的とする。	・セミナー ・講義 ・質疑応答 (外部講師・会員講師による)
III. 新人研修 1. 新人研修	1年以内に本会に入会予定の司法書士となる資格を有する者に対し、実務に必要な知識を教授し、実務能力を補完・強化する。講義の内容は、各分野に精通する会員講師による、具体的事例に基づいた実践的なものとし、高い倫理感に基づいた執務姿勢を身に付けさせるものとする。 また、日司連主催の中央新人研修及び関東ブロック主催の新人研修と相俟って、司法書士の職務像や職務環境、実務処理に関する基本的事項を修得させる。 なお、未受講の既登録会員についても、受講を希望する者は対象とする。	・講義 ・演習 (会員講師による)
2. 配属研修	新人研修修了者に対し、配属事務所の受託事案を題材とする体験実習を行い、会員講師の直接指導により、必要な実務能力及び執務姿勢の深化・充実を図る。	・配属研修 (会員講師による)

開催	科目	費用	実行機関	備考
・2回	・職務に関する判例 ・上記判例に関する法令、先例、通達	一部会補助	総合研修所 (判例・先例研究室)	
・6回以内	・適宜選択	一部会補助	研修部 総合研修所 (専門研修室)	・法改正に対応する研修 ・憲法研修 ・職業倫理研修
・各支部 3回以上 ・支部ブロック会 各1回以上	・法令、先例通達、取扱事例等から随時設定 ・会からの統一テーマ	一部会補助	研修部	
・1期	・司法書士制度 (倫理・綱紀を含む) ・司法書士職務 不動産登記 商業法人登記 成年後見 クレサラ問題 法律相談	一部会補助	総合研修所 (新人研修室)	
	(別に定める要綱による。)		研修部	

研修の種類	趣旨・目的	実施形式
IV. 裁判実務研修 1. 民事裁判実務研修 I	具体的な事案に基づき、起案をすることを通じて、実務能力の開発向上を目的とする。	・講義 ・演習 (外部講師・会員講師による)
2. 民事裁判実務研修 II	要件事実論・事実認定論及び訴訟物論と実務の架け橋となるような講義を通して、事件処理能力の向上を図ることを目的とする。	・講義 (外部講師による)
3. 民事裁判実務研修 III	簡裁代理権を取得した会員を対象に、現実に訴訟等代理人としての業務を遂行するために必要な倫理及び実務能力の習得を目的とする。	・講義 ・演習 (外部講師・会員講師による)
4. 刑事裁判実務研修	司法書士は、民事訴訟のみならず告訴・告発についても受託できることが真に市民のニーズに応えることになる。刑法・刑事訴訟法に関する研修を行うことを目的とする。	・講義 (外部講師による)
5. クレサラ消費者問題対策研修	多重債務や悪質商法等を含めた消費者問題を解決するための法的手続きに関連する法令の改正や判例の動向、行政の政策等、必要な知識や情報は多様化しており、それらに精通することは容易ではない。多重債務や増加傾向にある消費者問題に対して積極的に取り組むスキルを身につけた司法書士を養成し、より高度な知識及び実務能力の涵養を図るとともに法律家としての倫理の確立を目的とする。	・講義 ・演習 (外部講師・会員講師による)
V. 商事法務研修	会社法等の実体法を中心に、研修を通じ商事法務全般についてより一層の理解を図り、実務に対応できる能力を身につけることを主眼とする。	・講義 (外部講師・会員講師による)

開催	科目	費用	実行機関	備考
・ 1 期	・ 通常訴訟手続 ・ 少額訴訟手続 ・ 本人訴訟支援、その他	一部会補助	総合研修所 (民事裁判研修室)	
・ 1 期	・ 民事訴訟の基礎理論 ・ 裁判実務全般	一部会補助	総合研修所 (民事裁判研修室)	
・ 1 期	・ 簡裁代理人としての倫理及び執務 ・ 立証を中心とした法廷活動 ・ 裁判内外における和解技術、その他	一部会補助	総合研修所 (民事裁判研修室)	
・ 1 期	・ 刑事手続全般	一部会補助	総合研修所 (刑事裁判研修室)	
・ 1 期	・ 多重債務、消費者問題関係法令全般 ・ 実務の現状と事例及び判例の解説 ・ 任意整理 ・ 特定調停 ・ 民事再生 ・ 自己破産 ・ 司法書士倫理 ・ 消費者問題 ・ 生活保護	一部会補助	総合研修所 (クレサラ・消費者問題対策研修室)	
・ 1 期 ・ 会員向け公開講座 2 回以内	・ 設立 ・ 株式 ・ 新株予約権 ・ 機関設計 ・ 計算等 ・ 解散 ・ 清算 ・ 持分会社 ・ 組織再編 ・ 法改正	一部会補助	総合研修所 (商事法務研修室)	

研修の種類	趣旨・目的	実施形式
VI. 企業法務研修	成文法の枠組みにとらわれることなく、司法書士が、企業法務・企業支援を担っていくことに当たり、必要となる知識とスキルの習得を目指す。	・講義 (外部講師・会員講師による)
VII. 成年後見研修	司法書士が後見人及び後見監督人の担い手となり、後見実務のレベルを向上させることを目的とし、法律のみならず福祉、医療、行政等の社会制度に習熟し、各種専門家との連携に努めることにより、司法書士執務の幅と奥行きを広げる。	・講義 (外部講師、会員講師による)
VIII. 家事・少年事件研修	司法書士は、身近な法律家として、家事問題の相談を受け、また家事審判・調停に関与する機会が、今後ますます増えて来ると思われる。本研修は、これらの要請に応えられるよう、家事・少年事件に関する手続全般についての法令の研鑽、知識・実務の習得を目的とする。	・講義 (外部講師、会員講師による)
IX. 民事保全・執行手続研修	紛争の最終的満足をはかる国民の期待に応えるために、事前の保全手続、及び本執行手続に関する法令の研鑽、知識・実務の習得を目的とする。	・講義 (外部講師、会員講師による)
その他		
1. 日司連年次制研修	平成16年度の第65回日司連定時総会において承認された日司連会員とする。 実施方法は、平成24年度日司連年次制研修実施計画(案)による。 平成24年4月1日において、以下の登録期間に達する司法書士会会員 ① 満3年【平成20年(2008年)4月1日～平成21年(2009年)3月31日登録】 ② 満8年【平成15年(2003年)4月1日～平成16年(2004年)3月31日登録】 及び以後5年を加えた年。 但し、昭和54年(1979年)1月1日付の登録者は、登録日でなく、入会日	
2. 司法書士特別研修	日司連が実施する司法書士特別研修を運営する関東ブロックと連携し・実施方法は、日司連の特別研修実施要領による。	

開催	科目	費用	実行機関	備考
・1期 ・会員向け公開講座1回	・商取引法 ・金融取引法 ・企業統治 ・企業再生 ・企業支援 ・訴訟法 ・担保・執行法 ・労働法 ・知的財産権法 ・消費者法 ・税務・会計	一部会補助	総合研修所 (企業法務研修室)	
・1期	・成年後見全般	リーガルサポート東京支部との共催 一部会負担	研修部 企画・運営については、リーガルサポート東京支部へ委嘱	
・1期	・家事事件全般 ・少年事件全般	一部会補助	総合研修所 (家事・少年事件研修室)	
・1期	・民事保全事件全般 ・民事執行事件全般	一部会補助	総合研修所 (民事保全・執行研修室)	
	研修規則の一部改正により、年次制研修を実施が受講対象者となる。	全額会負担	研修部	
	とする。			
	協働する。	全額会負担	総合研修所 (特別研修対策室)	